

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料等の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの令和6年能登半島地震を受け、労働保険料等（※）の申告・納付については、次のような措置を行っております。

※労働保険料、特別保険料および一般拠出金ならびに障害者雇用納付金

1. 申告・納期限等の延長

指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、令和6年1月1日以降に行う労働保険料等の申請手続や、納付についての**期限が延長**されます。（指定地域に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合も含まれます。）

■ 指定地域

富山県、石川県

■ 要件：特にありません

- ※1 延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。
- ※2 手続が免除されるものではありませんので、延長された期限までには手続を行っていただきますよう、お願いいたします。
- ※3 なお、申告の手続は、可能な方は通常通り行っていただきますようお願いいたします。

2. 納付の猶予

令和6年能登半島地震により被害を受け、次の要件を満たす事業場の事業主のみなさまについては、**申請により**、労働保険料等の納付が、原則として**1年以内の期間猶予**されます。

【対象地域】すべての地域で申請可能

【要件】事業財産に相当の損失(おおむね20%以上)を受けたこと

- ※1 保険料等を免除するものではありませんのでご注意ください。
- ※2 通常の手続に合わせて、猶予の申請が必要です。
- ※3 指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「1. 申告・納期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。



このリーフレットに関する詳細のお問い合わせ先

- 労働保険料、特別保険料、一般拠出金について：
事業場の所在地を管轄する都道府県労働局または労働基準監督署
- 障害者雇用納付金について：
事務所の所在地を管轄する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構支部